

中間案に対する意見内容と市の考え方

意見番号	種別	該当箇所	左の箇所に対する意見内容	市の考え方	反映
1	意見	別表第2(第4条関係) 木津川台研究開発地区の欄 ①第16項「畜舎(15平方メートル以下のものは除く。)」を「畜舎(研究所に附属するものは除く。)」に改める	研究所附属とはいえ、住宅街のそばに畜舎ができることには賛成できません。現在、小規模(15平方メートル以下)なら認められているようですが、規模が大きくなると影響も大きくなり、心配です。	建築基準法での畜舎は、牛や馬などを飼育するための施設だけでなく、研究又は実験用のマウスなどを飼育・保管する施設も該当することから、現行の面積基準では多様な研究に対応できないため、研究所に附属するものについては建築可能とするものです。 なお、今回(5)のご意見を踏まえ、「畜舎(研究所に附属するもので、屋内に設置する場合は除く。)」としますので、これらの施設は、臭いや音がもれないような施設構造となります。	—
2	意見	別表第2(第4条関係) 木津川台研究開発地区の欄 ②第18項「建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工場」及び ③第19項「建築基準法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの」を削除する	削除する項目を調べると、危険物の項目が沢山あり、今後、この中にあるもので何かが建てられてしまうと思うと心配です。	今回は、研究開発型産業施設の立地促進及び既に立地している企業などの事業展開を支援するため、商業地域並みの規制から、本来の準工業地域並みの規制とするものです。 なお、準工業地域は住工混在地域での指定が想定され、住環境を保全しつつ工業の立地を図る区域とされていることから、工業地域や工業専用地域よりも厳しい規制となっており、住環境の悪化につながるようなことはないと考えています。	—
3	提案	全体的な意見	企業が来てくれないからといって、安易に条例を変えないで下さい。 実際どういう企業を念頭において条例を変えようと思われたのでしょうか。どういう施設かを公にすることは可能ですか。どうしても誘致したいのなら、今の条例は変えず、「ただし、誘致前に説明し住民の理解を得られた場合は認められる。」というような一文を添えるのではだめでしょうか。(その都度住民に、こういう企業がきますと説明して、理解を得られた場合にのみ認められる。)	特定の企業を誘致するために条例を変えるのではなく、近年、企業側の「研究所と生産施設が一体」となった研究開発型産業施設への需要が高まっているとともに、技術力の進歩等により、生産施設の併設が住環境に影響を与えるおそれがないと考えられるため、これらの施設が立地できるよう条例を見直すものです。 また、通常は都市計画法や建築基準法などの法規制に適合すれば施設を建てられますが、この地区については、京都府と本市が施設概要や稼働計画などを含む立地審査を実施し、住環境に影響がないことを事前に確認したうえで誘致しています。	—
4	要望	別表第2(第4条関係) 木津川台研究開発地区の欄 ①第16項「畜舎(15平方メートル以下のものは除く。)」を「畜舎(研究所に附属するものは除く。)」に改める ②第18項「建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げる事業を営む工場」及び ③第19項「建築基準法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの」を削除する	木津川台地区に住んで、約15年が経過致します。現状の自然環境、景観、静寂の風土をこよなく愛してやみません。 本案件に関しまして、①、②の建築に際し、異臭、騒音、景観にご配慮いただき、住環境の保護をお願い申し上げます。 又、外部から、大勢の方々が来訪するような見学施設を併設した工場の設置も治安維持の観点から望ましくないと考えられます。	大気汚染防止法や騒音防止法はもとより、京都府環境を守り育てる条例等の環境基準を順守するとともに、市と環境保全協定を締結しています。 また、来場者の対応につきましては、立地される企業に十分指導します。	—

意見番号	種別	該当箇所	左の箇所に対する意見内容	市の考え方	反映
5	意見	別表第2(第4条関係) 木津川台研究開発地区の欄 ①第16項「畜舎(15平方メートル以下のものは除く。)」を「畜舎(研究所に附属するものは除く。)」に改める	「畜舎(研究所に附属するものは除く。)」について、研究所に附属するものが可となる場合であっても、屋内への設置に限るということを明文化していただきたく、「畜舎(研究所に附属するもので、屋内へ設置する場合は除く。)」のような感じで加筆をお願いします。	「研究所に附属する畜舎」につきましては、通常、研究用に使用する動物を管理するためのものであり、屋内に設置されることとなりますので、ご意見を踏まえ「畜舎(研究所に附属するもので、屋内に設置する場合は除く。)」に修正します。	有
6	提案	全体的な意見	建物が「けやき通り」寄りに近づいて建設されると、隣接する住宅地域にとっては脅威となるので、住宅側に(精華大通り側にあるような)建築規制ラインなどの、建築制限を設けられないでしょうか。 特に、大阪ガス用地が分割利用される場合に、そのリスクが高くなると考えます。	今回の条例改正の内容(建築物の用途制限の見直し)ではありませんが、住宅側への圧迫感、日照の問題につきましては、建築基準法上の法規制が適用されるとともに、本地域につきましては、市の地区計画で、壁面の位置を制限しています。	—
7	要望	全体的な意見	「けやき通り」側に出入口が設置されると、車両(特に、大型車両)の通行が、隣接する住宅地域にとっては脅威となるので、大型車両が住宅地域隣接の道路に入らないように、規制を設けられないでしょうか。 特に、大阪ガス用地が分割利用される場合に、「けやき通り」側だけに出入口を設置される状態を、事前に回避する必要があると考えます。	今回の条例改正の内容(建築物の用途制限の見直し)ではありませんが、大型車両の進入や出入口の関係につきましては、周辺地域に影響のでない計画となるよう指導していきます。	—
8	要望	全体的な意見	通勤車両が住宅地域内の道路に入らないよう、対策をお願いします。	今回の条例改正の内容(建築物の用途制限の見直し)ではありませんが、通勤車両のことにつきましても、周辺地域に影響のでない計画となるよう指導していきます。	—
9	要望	全体的な意見	撤退後、廃屋で放置されることのないよう、対策をお願いします。	今回の条例改正の内容(建築物の用途制限の見直し)ではありませんが、万一、撤退する企業などがありましたら、企業誘致活動をはじめ、早期活用につながるような対応に努めます。	—
10	要望	全体的な意見	悪臭、騒音、粉塵・振動、土壌汚染などについては、ある程度の基準値があると理解していますが、これまでの住環境を損なわせることのないよう、継続して指導をお願いします。	このゾーンの立地企業には、大気汚染防止法や騒音防止法はもとより、京都府環境を守り育てる条例等の環境基準を順守するとともに、市と環境保全協定を締結しています。 また、これまでの住環境を損なわせることのないよう、継続して指導していきます。	—
11	要望	全体的な意見	企業誘致の際には、住民の声も聞いていただけるような機会を設けて下さい。	今回の条例改正の内容(建築物の用途制限の見直し)ではありませんが、企業誘致の際には、施設建設前の立地審査を実施し、周辺の住環境の保全とともに、学研都市にふさわしい企業を誘致するよう努めます。	—